

**「新規起業事業場就業環境整備事業における民間競争入札実施要項（案）」に係る
意見募集の結果について**

標記について、意見募集の結果、2件の御意見をいただきましたので、お寄せいただいた御意見と、御意見に対する回答及び実施要項の修正内容について、御報告いたします。なお、本件に直接関係しない御意見が2件ありました。

| 番号 | 御意見の内容 | 御意見に対する回答及び実施要項の修正内容 |
|----|--|---|
| 1 | <p>① 全国で単一の事業者が行わなければならない必然性はないので、都道府県区域ごとなどの競争入札にするべきである。結果的に、複数の区域を落札する業者がいることはかまわないが、全国を単位にすると、応募できる事業者が限られ、競争が成立しにくい。</p> | <p>本事業は、新規に起業した事業場等に対して、基本的な労務管理や安全衛生に関する情報やノウハウを提供し、適正な労働時間制度等の整備、職場環境形成のための支援を行うこととしており、法定労働条件の履行に関わるものです。このため、提供する情報等は正確でなければならず、地域ごとにセミナーの説明内容等が異なるのは適切ではなく、全国一律で齊一的な内容に統一されることが望ましいと考えております。</p> <p>このように、本事業については一定以上の事業内容の質を確保した上で、入札による競争の促進を図る必要があることに留意しなければならないものと考えており、都道府県区域ごとに競争入札とした場合、すべての区域で一定以上の質を確保することは現実の問題として困難な面があり、さらに、経費の面についても、仮に事業を分割して実施した場合、スケールメリットを活かせなくなり、委託事業費の効率的な使用を害するおそれがあるほか、都道府県等地域ごとに管理部門が必要となり、逆に予算の増大を招くおそれがあるなどのデメリットが考えられます。したがって、全国一括の発注としました。</p> |
| | <p>② 4, 5頁のアンケートについて、アンケートは、質問や回答選択肢の作り方によって、ある方向に回答が誘導される傾向を持つ可能性があるため、調査と回答の様式・文言などは、実施要領で定めておくべきである。</p> <p>過去の実績の開示にあたっては、アンケート調査の質問・回答用紙なども同時に開示すべきである。</p> | <p>御意見を踏まえ、「セミナーに参加した事業場の満足度」及び「普及指導を利用した事業場のうち、1年以内に就業環境の整備を図る予定」に係る質問の回答選択肢を実施要項に追記しました。</p> <p>なお、過去のアンケート調査の質問・回答用紙については実施要項に添付しました。</p> |

| | | |
|---|---|---|
| 1 | <p>③ 5頁の直接訪問による普及指導後のアンケート調査について、訪問されたその場で記入するのでは、記入者は冷静に記入するのに十分な時間をかけずに急いで記入しがちであるし、いくら封をすとしても、すぐ近くに訪問者がいて、その訪問者が持ち帰るのなら、批判的なことは書きづらいので、後日の郵送回答を基本にするべきである。</p> | <p>アンケート調査の実施については、一定の回収率を確保する必要があると考えており、平成27年度の事業においては、事業主や事業場担当者から把握することとしました。</p> |
| 2 | <p>① なぜ、厚生労働省の機関が直接にではなく、委託事業として行うのかが説明されていないが、説明するべきである。</p> | <p>御意見を踏まえ、委託事業として実施する理由を実施要項に追記しました。</p> |
| | <p>② 別紙9の従来の実施状況について、セミナーでのアンケート調査結果が見当たらないが、開示するべきである。</p> | <p>これまでセミナーにおいてはアンケート調査を実施しておらず、平成27年度において新たに実施するものです。</p> |
| | <p>③ 5、6頁に現れる事項のうち、事業の有益度について、役に立ったか立たないか必ずどちらか一方の感想を利用者が持つとは限らないので、アンケート調査の回答選択肢には、「はい」「いいえ」だけでなく、「どちらともいえない」もあるべきである。</p> | <p>セミナー及び普及指導の有益度は、受託事業者が効果的に事業を実施したかを評価するための重要な指標の一つですが、過去に受託した民間事業者の評価を継続して比較する必要があることから、原案通りとしました。</p> |
| | <p>④ 8頁で、2回目の普及指導時に具体的な就業環境の整備状況をアンケート調査により把握するとなっているが、事業主や事業場の監理者と、指導員の間やりとりであれば、どちらの側も“改善した・予定である”ことにしておけば都合な立場であるので、実情が表れるか疑問である。その事業場の従業員が、就業環境の整備状況を、無記名で労働局等に回答するアンケート調査にするべきである。</p> | <p>普及指導を契機として事業場の就業環境が改善されたとしても、それが普及指導に基づくものなのかどうかを従業員は把握できない可能性があります。このため、従業員に対するアンケートは委託事業者の普及指導の評価方法としては間接的であり、適当でないと考えております。</p> <p>また、アンケート調査の実施については、一定の回収率を確保する必要があると考えていることから、事業主や事業場担当者から把握することとしました。</p> <p>なお、御指摘にあるような点も考慮し、厚生労働省としては、事業場に対するアンケートが公正に行われるように、受注者に対して指導していきます。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| 2 | ⑤ 8頁で、普及指導を利用した事業場のうち、1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合が業務目標の一つに挙げられているが、割合の算出にあたり、もともと整備済でそれ以上改善の必要がなかった事業場についてはどのように扱うのかを明示すべきである。 | 御意見を踏まえ、労務管理等に改善の必要がなかった事業場については母数に含めないことを実施要項に追記しました。 |
|---|--|--|